

大学改革を理解するための 大学設置基準解説

大津 正知（茨城大学）

自己紹介（大学とどのように関わってきたか）

I 出自・専門

長崎県生。物理学→科学史に転向。現在の専門：高等教育マネジメント、IR

II 経歴

①特任助手 ②大学職員（国立大学約10年、私立大学約5年）

③現職（情報戦略機構・助教）

II 業務歴

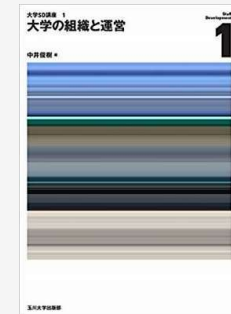
教育改革（制度改革）、大学評価、

FD/SD、競争的資金獲得、...

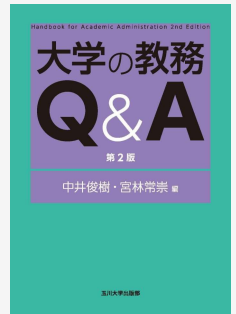
高等教育政策

---実務(実体験)的 & 学術的関心

「なぜ大学改革は成功しないんだろう」



中井俊樹編『大学の組織と運営
(大学SD講座1)』2019年



中井俊樹・宮林常崇編『大学の
教務Q&A 第2版』2023年

目次めいた内容紹介

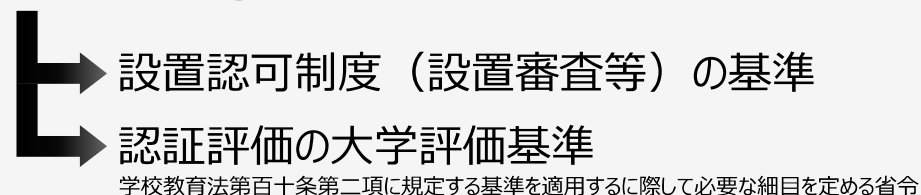
大学設置基準を読み解き、あらためて大学改革
(大学の課題、教育改革の意義) について考えます。

1. そもそも大学設置基準とは何でしょうか。歴史的経緯、制度の性格、実際に果たしてきた機能について振り返ります。
2. 具体的な制度（単位制度、教員組織等）の理解を深めながら、大学設置基準を捉え直します。
3. 大学設置基準という制度、枠組み、仕掛けを踏まえた大学改革の在り方、方向性について省察します。

1. そもそも大学設置基準とは

大学設置基準とは

大学設置基準



「事前規制から事後チェックへ」

認証評価制度等
大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等

大学設置基準の役割？ 方向性？

5

【質問】

大学設置基準の最も重要な役割は何でしょうか。
（これまでの大学設置基準の改正は、どのような
目的や方向性があるのでしょうか。）

<メモ>

6

チャータリングとアクレディテーション

大学を大学たらしめる 2 つの方式

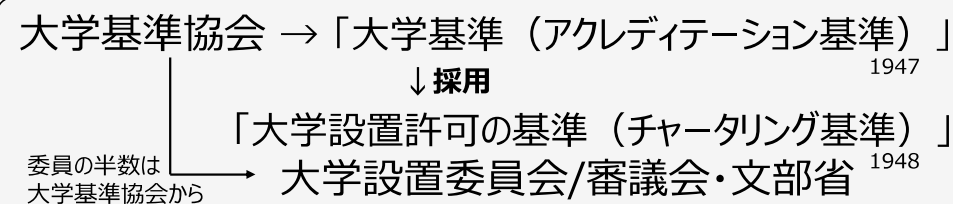
「 チャータリング Chartering」	…欧州、日本
政府（国王、教会等の権威）による大学設置許可（状）	
「 アクレディテーション Accreditation」	…米国
大学団体による既設大学の適格判定〔水準向上活動の判断〕	

戦後、^{民間情報教育局}米国（GHQ/ CIE ）は、^{1947～}大学基準協会が
アクレディテーション機関に成長することを期待
(米国教育使節団報告書1946)

⇔ 戦前の政府主導、官僚統制の体制

7

大学設置基準の起源



- * 文部省による大学統制の一定の緩和
- * 米国（GHQ/CIE）の方針と日本的現実との妥協
- * チャータリング基準とアクレディテーション基準を同一視
「大学を設置するのに必要な最低の基準とする」（大学設置基準 第一条第二項）
「その水準の向上を図ることに努めなければならない」（同 第一条第三項）
- * 大学基準協会のアクレディテーション活動（大学相互の努力によって質的向上を目指す取組）の発展の可能性はほぼ消滅

8

大学設置基準の省令化

1956年 大学設置基準の省令化

〔省令とは、一般には根拠法律の関連で技術的、手続き的内容を規定するもの〕

しかし、大学設置基準は

- ・大学に関する包括的な内容を規定
- ・チャータリング基準に加え、ア krediteーション基準としての性格
- ・省令改正によって設置許可行政や大学改革を主導、誘導可

大学にとっての実質的な影響は極めて大きい

＜省令化の理由＞ 公式（『学制百年史』）には

新制大学の発足以来、大学の設置認可に当たっては、大学基準協会が定めた「大学基準」を大学設置審議会が審査基準として用いてきた。しかし、大学基準はもともと大学の自主的な団体である大学基準協会への会員入会の資格判定基準であり、大学設置のための認可基準とは本来性格を異にするものであるばかりでなく、内容も具体性を欠き、不明確な点が多かった。

9

「大綱化」に至る経緯

高等教育の急拡大(学生急増期) → 大学設置の最低基準？（適用緩和）

専門教育の拡大要請、大学紛争（1960年代）、一般教育科目硬直化の指摘、、、

1970年代～

一般教育課程の弾力的扱い（1971～）

総合科目、一定範囲で専門教育科目等へ代替可、授業科目区分・配分の緩和、、、

単位互換制度（1972）、学部以外の基本組（1973）、、、

⇒ 技術的な見直し

高等教育計画（高等教育の規模の抑制）1976～

・・・量（規模）のコントロールが高等教育政策の中心

1980年代 国家財政の悪化（行財政改革）→「規制改革」

自由化、多様化・個性化（国立大学の整備、私学助成の拡充とも困難）

1984年 臨時教育審議会

1987年 大学審議会 ⇒ 大学設置基準の大綱化（1991）

10

「大綱化」以降の大学設置基準の機能

大学設置基準の「大綱化」（1991）

・一般教育科目、専門科目等の区分、区分ごとの単位数の撤廃

「授業科目」→「教育課程」

・自己点検・評価の努力義務化 ……

臨教審の路線、少子化（進学率上昇、学生の多様化）、
知識基盤社会、産業構造の変化、グローバル化、市場化、…
→ 大学に求められる役割の再構築・拡大

・・・教育内容・方法（教育の質）が高等教育政策の射程に

＜教育内容・方法に関する改正の例＞

CAP制の努力義務化（1999）、教育研究上の目的の制定と公表、授業計画・
評価基準の明示、FDの義務化（2008）、キャリア教育の義務化（2011）、、、

（「答申」→ 大学設置基準の改正の流れが加速）

大学設置の最低基準 ⇒ 水準向上の基準の側面

11

「大綱化」以降の大学設置基準の機能

＜規制緩和・弾力化に関する改正＞

学部例示の廃止（1991）、メディア授業の規定（1998）、講座制・学科科目制以外の
教員組織（2001）、長期履修制度（2002）、単位互換制度の緩和（順次）、、、

認証評価の開始（2004）

・・・事後チェック制度（米国のア krediteーション制度とは異なる、日本独自の制度）

大学設置基準の規定(改正) → 認証評価機関の評価基準に反映

「大学設置基準の実質的な意義は低下することはない」

＜近年の大学設置基準改正の方向性＞

・弾力化、規制緩和（多様化、個性化）

・教育の質向上に関わる活動の強化

・細則的規定の増加（羈束性が強まる側面も）

12

2-1. あらためて単位制度とは

【質問】

高校の単位と大学の単位の相違、また、大学の単位制度の特徴(導入の目的)は何でしょうか？

<メモ>

※ 高校の単位：1単位時間を50分、標準35単位時間の授業を1単位

14

単位制度の理念

大学の「**単位制度**〔credit〕」

- 科目選択制（カリキュラムの自由化）
- 授業時間外の自主的な学びの重視
- 満足な学修成果

・・・大学教育の理念（「一般教育」導入の根幹）

「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」
（学校教育法）

新制大学：一般的、人間的教養の基盤の上に、学問研究と職業人養成を一体化
⇔旧制：専門化があまりに狭い、職業的色彩が強い（米国教育使節団報告書1946）

15

大学設置基準における単位制度の規定

（単位）

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項（＊）に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

（＊講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用）

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（単位の授与）

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

16

単位制度について

Q. 1 単位の学修時間が45時間である根拠は何でしょうか？

1 週間の労働時間÷45時間 → 1 単位（授業時間外の学修を含む）

Q. 卒業要件の単位数は、なぜ124単位（以上）でしょうか？

1 週間の学修量（45時間）＝ 1 単位

年間30単位（週）、4年間120単位（1947年7月 大学基準）

保健体育科目の4単位が追加（同12月） → **124単位**

Q. 各大学で講義、演習、実験等により、なぜ単位数が異なるのでしょうか？

大学設置基準の旧規定に記載

建前：授業科目により授業外学修時間に差

実態：理系学部が求める授業時間を総単位数124に収める必要

…「忙しい理系、暇な文系？」

1コマ（90分×2時間）×15回
講義 1コマ2単位（授業1：授業外2）
演習 1コマ1単位（授業2：授業外1）

単位制度の形骸化（実態が乖離） ⇒ 相次ぐ制度改革

17

単位の計算基準の変遷

	1947年〔S22〕 大学基準（大学基準協会）	1956年〔S31〕 大学設置基準（省令化）	1973年〔S48〕 改正	1991年〔H3〕 改正	2022年〔R4〕 改正
1単位の計算基準		教室内外及び教室外を合せて45時間の履修時間	教室内外及び教室外を合せて45時間の履修時間	標準45時間の学修	標準45時間の学修
	講義：毎週1時間15週（1時間の講義に対し教室外2時間の準備又は学習）	講義：毎週1時間15週（※毎週1時間半15週、毎週2時間15週も可）	講義：15時間（※22.5時間、30時間も可）	講義・演習：15～30時間の授業	授業方法に関わらず、おおむね15～45時間の授業
	演習：毎週2時間15週（2時間の演習に対し1時間の準備）	演習：毎週2時間15週（※毎週1時間15週も可）	演習：30時間（※15時間も可）	実験・実習・実技：30～45時間の授業 ※芸術等の実技の授業については、大学が定める時間	※芸術等の実技の授業については、大学が定める時間
	実験、実習、製図等：毎週3時間15週	実験、実習、実技等：毎週3時間15週	実験、実習、実技等：45時間		
単位の授与	一科目に対する課程を終了した学生には単位を与える	一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与える	従前のとおり	従前のとおり（ただし、卒業論文等の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える）	一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える
備考		一般教育科目は原則として四単位とする等の定め	・三学期制に対応 ・1971年の改正から「各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする」	一般教育科目、専門教育科目等の授業科目の区分等の規定の削除	

単位の計算基準の変遷

	1947年〔S22〕 大学基準（大学基準協会）	1956年〔S31〕 大学設置基準（省令化）	1973年〔S48〕 改正	1991年〔H3〕 改正	2022年〔R4〕 改正
1単位の計算基準		教室内外及び教室外を合せて45時間の履修時間	教室内外及び教室外を合せて45時間の履修時間	標準45時間の学修	標準45時間の学修
	講義：毎週1時間15週（1時間の講義に対し教室外2時間の準備又は学習）	講義：毎週1時間15週（※毎週1時間半15週、毎週2時間15週も可）	講義：15時間（※22.5時間、30時間も可）	講義・演習：15～30時間の授業	授業方法に関わらず、おおむね15～45時間の授業
	演習：毎週2時間15週（2時間の演習に対し1時間の準備）	演習：毎週2時間15週（※毎週1時間15週も可）	演習：30時間（※15時間も可）	実験・実習・実技：30～45時間の授業 ※芸術等の実技の授業については、大学が定める時間	※芸術等の実技の授業については、大学が定める時間
	実験、実習、製図等：毎週3時間15週	実験、実習、実技等：毎週3時間15週	実験、実習、実技等：45時間		
単位の授与	一科目に対する課程を終了した学生には単位を与える	一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上単位を与える	従前のとおり	従前のとおり（ただし、卒業論文等の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える）	一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える
備考		一般教育科目は原則として四単位とする等の定め	・三学期制に対応 ・1971年の改正から「各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする」	一般教育科目、専門教育科目等の授業科目の区分等の規定の削除	

【質問】

皆さんの大学では、今回の大学設置基準改正に応じて、学則の単位の規定を見直しましたか？

- ① 大学設置基準に合わせた学則に改正した
- ② 検討中（検討の予定）
- ③ 特に変更の予定はない
- ④ 授業科目の単位数変更等も含め検討

単位制度の課題

単位制度（＝大学教育の根幹をなす制度）

＜課題＞ 少ない学修時間に加え

授業中心主義（教える＞学ぶ）、**不十分な能動的学修への誘導、
過大な授業科目数のカリキュラム編成**、、、 → 単位制度の無理解

様々な教育改善活動（授業改善（**FD**）、**シラバス**による学修
誘導、**GPA**制度、、、） → 単位制度のサブシステム

単位の実質化が確立 ⇒ 早期卒業、CAP制等も意味をもつ

今回（2022年10月）の大学設置基準の改正

→さらなる単位の計算方法の弾力化

＜大学側の対応＞

計算方法(規定の記述)の変更 ⇔ 単位制度の再構築
(**大学教育の実質化**)

21

2-2. 教員組織、責任体制とは

【質問】

皆さんの大学では、専任の教授、准教授（→
基幹教員）が担当する「主要授業科目」を明確
に定めていますか？

- ① 明確に定めている（授業科目表に明記）
- ② 必修科目がそれに当たるという認識
- ③ その他（今後検討、未着手など）

23

【質問】

なぜ**主要授業科目**をおく必要があるのでしょうか。

（（専任）主要授業科目と基幹教員の関係は、どのように
確保すべきでしょうか。教員間の役割分担や連携
を図る理想的な体制をどう考えますか。）

＜メモ＞

24

授業科目の担当、責任体制

(専任)
「主要授業科目 → 原則基幹教員が担当」

なぜ、授業担当者を規定する必要があるのか？
教育体制(教員組織)はどうあるべき
・・・俯瞰して考えてみると、

主要授業科目、基幹教員

→大学設置基準第八条 (→第三章)

変遷の経緯を辿ってみると

第三章「教育研究実施組織等」

↓
今回の改正前「教員組織」

↓ 1956-1991
さらに前「学科目制、講座制及び教員組織」

第一章 総則
第二章 教育研究上の基本組織
第三章 教育研究実施組織等
第四章 教員の資格
第五章 収容定員
第六章 教育課程
第七章 卒業の要件等
第八章 校地、校舎等の施設及び設備等
第九～十四章 ○○に関する特例
第十五章 雑則
附則

そもそも、第二章「教育研究上の基本組織」(1991年までは「学部」)があり、さらに「教員組織」がある意味とは？

・・・学科目制？ 講座制？

現在、規定としては廃止(2007)。機能としては存続する大学も

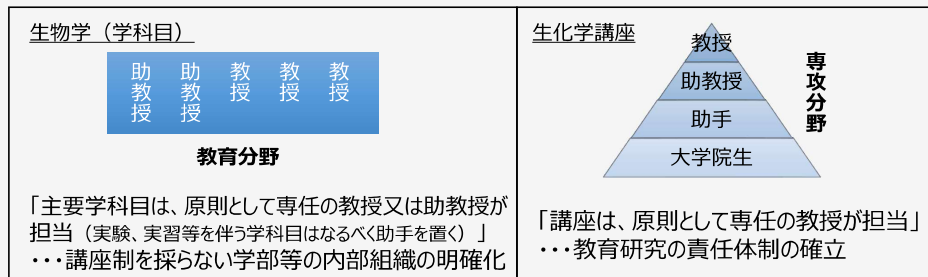
25

学科目制／講座制

学科目制：教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く

講座制：教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く
(各講座に教授1、助教授1、助手1～3)

<例> 学科目(生物学)／講座(生化学、分子生物学、遺伝学、細胞生物学、植物生理学・・・)



※講座制は主に国立大学が対象「国立大学の講座に関する省令(1954)」
文部省・・・講座制・学科目制を根拠に人員配置や予算措置
大学・・・講座制を理想(旧帝大等にだけ認められた制度、自治の象徴)

26

ポスト講座制

講座制の硬直性、閉鎖性の指摘 → 2007年 大学設置基準の規定から削除
古くは「四六答申(1971)」から 同時に、**准教授、助教**の創設(学校教育法改正)

⇒講座制・学科目制に代わる教員組織とは？

大学設置基準等上には、教員組織の基本となる一般的な在り方として、
※ 教育研究上の目的を達成するため、必要な教員を置くこととし、主たる授業科目は原則として専任の教授、准教授が担当すべきであること
※ 大学は、それぞれの教育研究上の目的を達成するために、教授、准教授、助教等の全ての教員について、役割の分担及び連携の組織的な体制が確保され、かつ、責任の所在が明確であるよう教員組織を編制するものとする
を定めることとし、具体的な教員組織の編制は、各大学において、当該大学や学部等の目的を達成するため教育研究の活性化が図られるよう、自由に設計できるとすべきである。

中教審「大学の教員組織の在り方について<審議のまとめ>」(2005)

具体的な教員組織の編制は、各大学が自由に設計
→文部科学省による新たな提示はない

米国「デパートメント制度」≠学科

教員組織の編成(役割分担、連携、責任体制)の課題は積み残されたまま

27

教育研究実施組織とは

さらに
「教員組織(の課題)」+「教職協働(の課題)」
⇒ **教育研究実施組織**

「学位プログラム」は教員のみならず多様な役割や専門性を持つ職員が連携して実施するとともに、必要な体制を組織していくことが重要であり、現在は大学設置基準の様々な箇所に分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理する。

中教審「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について<審議まとめ>」(2022)

(学部)

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

(教育研究実施組織等)

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

28

教育研究の責任体制

・・・教育研究に係る責任の所在

専任教員 → **基幹教員**



「民間企業からの実務家教員の登用や、複数大学等でのクロスアポイントメント等による人材確保を特に期待」
(文部科学省「令和4年度大学設置基準等の改正に係るQ&A」)

主要授業科目

カリキュラムの側からの大学の責任を明確化

－ それでは、運営(組織、体制、構成員)の側からは？

「いかに教育研究の責任体制を担保するか」

新たな教員組織（ポスト講座制）、役割分担や連携（教職協働、教育研究実施組織）、個々の教員（基幹教員(数)）、SD/FD・・・

29

これまでのまとめ

大学設置基準

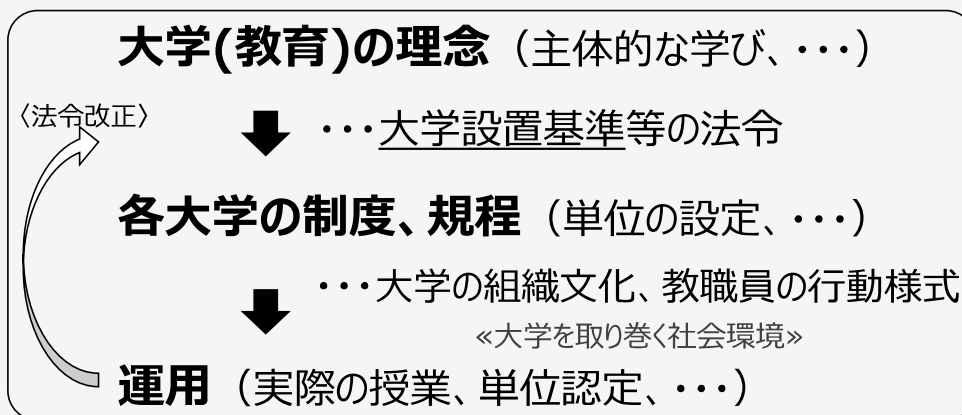
- ・多様な役割 ---設置許可の最低基準、質向上基準
- ・教育の質向上に関わる改正の増加
 - 政策誘導の装置の側面
- ・教育制度(単位制度等)、教育研究の責任体制等の積年の課題は未解決のまま存続
 - 大学の根幹問題。規定による改革、誘導の限界

〔大学の多様化、個性化を志向しつつも、結局細かな規定が増加（→却って大学の自律性の低下、対応に翻弄され側面も）〕

31

3. 大学改革へ向けて

大学改革の全体像



- ・理念から実際の運用までには段階(隔たり)がある
- ・大学設置基準等の法令、制度も多くのピースのうちの1つ
 - 非公式の機能も含め全体像の理解、把握が重要

32

大学設置基準改正に応じた大学改革に必要な視点

大学設置基準改正に対応するために、学則、規程等の見直しで表面的に取り繕う対策も必要だが、

＜個人的な体験も踏まえた省察＞

＊大学設置基準の改正部分だけでなく、改正されてなお残る課題に目を向ける

＊大学設置基準改正への対応ではなく、自主的な改革の流れの中に適切に改正の意義を位置付ける

＊学内の制度改革(規程等の見直し)の結果、効果(効果がない場合も含め)を具体的にイメージする

33

大学設置基準改正に応じた大学改革に必要な視点

＊学内の規程等の見直しに加え、別の取組や仕掛けを併用する〔制度改革とともに大学の組織文化、教職員の行動様式への働きかけを考慮する〕

＊本当に「解決」すべき課題を見定める

・大学設置基準の規定の行間を読む

・「同じ轍を踏んできた」経緯に目を向ける

＊最終的には各大学の教育(研究)のパフォーマンスの向上に繋がるかどうかの判断を

34

主な参考文献

大學基準協會（1951）『大學に於ける一般教育』

大学基準協会（1957）『大学基準協会十年史』

海後宗臣・寺崎昌男（1969）『大学教育』東京大学出版会

文部省（1970）『新しい大学設置基準－一般教育－』日本図書センター

天城勲・慶伊富長編（1977）『大学設置基準の研究』東京大学出版会

飯島宗一・戸田修三・西原春夫編（1990）『大学設置・評価の研究』東信堂

高等教育研究会（1991）『大学の多様な発展を目指してⅡ』ぎょうせい

細井克彦（1994）『設置基準改正と大学改革』つむぎ出版

田中征男（1995）『戦後改革と大学基準協会の形成』大学基準協会

清水一彦（1998）『日米の大学単位制度の比較史的研究』風間書房

土持ゲーリー法一（2006）『戦後日本の高等教育政策』玉川大学出版部

館昭（2007）『改めて「大学制度とは何か」を問う』東信堂

三和義武（2013）『高等教育制度と大学設置認可行政』多賀出版

35

ご清聴 感謝します。

大津 正知（おおつ まさとも）

＜茨城大学 情報戦略機構＞

ご質問、ご意見等は

masatomo.otsu.zc52@vc.ibaraki.ac.jp

まで お願いします。